

社会福祉法人協栄会 役員等費用弁償及び退任に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人協栄会の役員等の費用弁償及び退任に関する事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員等とは、理事及び監事並びに評議員、顧問、管理者、第三者委員、そのほか法人が必要と認めた者をいう。

(扶養弁償)

第 3 条 役員等が理事会に出席したとき及び評議員会に出席したときには、別表 1 によりその費用を会議の都度弁償することができる。

②役員等が退任した場合、その資格及び在任期間に応じて別表 2 により慰労金を支払う。尚、役員の仕事にありながら職員を兼務している場合は、退職金に慰労金を加算して支払う。

(改正)

第 4 条 この規定の改正は、理事会の決議を要する。

別表 1

	車 代	会議手当	監査手当
理 事	2,000 円	5,000 円	
監 事	2,000 円	5,000 円	20,000 円
その他の役員	2,000 円	3,000 円	

別表 2

	1 期(2 年)につき
代表理事	50,000 円
理事・監事	40,000 円
その他の役員	20,000 円

附則 この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する